

離婚届を提出した **後** の手続きチェックリスト

check	離婚に伴って、一般的には次のような手続きが必要です。	手続き窓口
<input type="checkbox"/>	①住所変更の手続き 離婚届で住所は変更されません。別途、転出・転入・転居の届け出をしてください。※同居していても世帯を分ける場合は、世帯分離の手続きが必要です。	市民課 6番窓口
<input type="checkbox"/>	②マイナンバーカードの氏名・住所変更 カード記載事項変更の手続きが必要です。	市民課 5番窓口
<input type="checkbox"/>	③健康保険・年金の氏名・住所変更 ● 摂津市国民健康保険・国民年金の方：手続きが必要です。 ● 社会保険・厚生年金の方：勤務先の担当窓口にご連絡ください。	国保年金課 11・13番窓口
<input type="checkbox"/>	④運転免許証の氏名・住所・本籍変更 変更後1か月以内に手続きが必要です。手続きには、本籍地の記載された「住民票」が必要です。詳しくは警察署のホームページなどでご確認ください。	摂津警察署 06-6319-1234
<input type="checkbox"/>	⑤銀行口座・生命保険などの氏名・住所変更 銀行口座・生命保険・損害保険・クレジットカードなど変更の手続きが必要です。各機関の担当窓口で手続き方法や必要書類をご確認ください。	各機関の 担当窓口
<input type="checkbox"/>	⑥パスポートの氏名・本籍変更 変更の手続きが必要です。手続きには戸籍謄本（抄本）が必要です。戸籍の内容が変更されてから手続きをしてください。（下記⑨参照） ※本籍地については、都道府県が変わらない場合には、手続きは不要です。	パスポートセンター 06-6944-6626 市民課 2番窓口
<input type="checkbox"/>	⑦資格の氏名変更 国家資格などをお持ちの方は氏名変更の手続きが必要となります。手続き方法や必要書類をご確認ください。	登録団体の 担当窓口
<input type="checkbox"/>	⑧勤務先への届け出 勤務先にご確認ください。	勤務先の 担当窓口
<input type="checkbox"/>	⑨住民票・戸籍謄本の請求 住民票は、離婚届が受理され記載作業が完了すれば当日請求できます。戸籍謄本は、本籍地が摂津市の場合は受理されてからおおむね7日～10日で請求が可能になります。本籍地が摂津市以外の場合は本籍地にお問合せください。	市民課 2番窓口
お子さまに関すること		
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成の対象となる場合があります。詳しくは担当課にご確認ください。	子育て支援課 64番窓口
<input type="checkbox"/>	保育所等の入所申込などについてのご相談	こども教育課 65番窓口
<input type="checkbox"/>	小・中学校の転校などについてのご相談	学校教育課 62番窓口
<input type="checkbox"/>	子の氏（姓）を離婚後の自分の氏に変更する（親の戸籍に入る）ためには、家庭裁判所の許可を得てから市役所で入籍届を提出します。	大阪家庭裁判所 06-6943-5745